

付帯メニュー定義書

【ガス・ウォーターサーバー おまとめ割】

付帯メニュー定義書【ガス・ウォーターサーバー おまとめ割】は、当社の都市ガスをご契約いただいているご契約者様向けに、東京ガスのウォーターサーバー（以下、「本サービス」といいます。）の飲料水（以下、「本商品」といいます。）の代金の一部を割引する取扱いを定めたものです。

1. 実施期日
ガス・ウォーターサーバー おまとめ割（以下、「本割引」といいます。）の定義書（以下、「本定義書」といいます。）は、2026年10月1日より適用します。
2. 定義
東京ガスのウォーターサーバーご利用規約（以下、「本規約」といいます）に定義される言葉は、本定義書においても同様の意味で使用致します。
3. 適用条件
本割引は、以下の条件をすべて満たすご契約者がその適用を申込み、当社がこれを承諾した場合に、適用されます。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。
 - (1) 本規約にもとづく本サービスのご契約者が当社の都市ガス需給に関する約款にもとづくガスの契約（越谷・春日部地区／蓮田南地区、取手・我孫子地区、真岡地区を〔需給／供給〕場所とするガスの契約ならびに取次店契約を除く）（以下「ガスの契約」といいます。）の契約者と同一であること。
 - (2) ご契約者様の本サービス契約における使用場所が、原則として、ご契約者様のガスの契約における需要場所の範囲内であること。なお、ガスの契約における需要場所は、ご契約者様に適用される当社の都市ガス需給に関する約款によるものとします。
 - (3) 本サービスの代金等を第1項及び第2項の条件を満たすガス契約のガス料金と合算して支払うこと。
4. 割引内容
当社は、3（適用条件）に定める条件をすべて満たすご契約者様からの本割引のお申込みを承諾した場合には、本商品の代金から別記に定める金額を割引します。
5. 適用開始日
本割引について、以下の(1) および(2) に定める適用開始日以降に販売された本商品に係る代金から割引します。
 - (1) ガスの使用開始日が、本サービスの利用開始日よりも前になる場合（同日を含む。）
適用開始日は、本サービスの利用開始日とします。
 - (2) ガスの使用開始日が、本サービスの利用開始日よりも後になる場合
ガスの使用開始日の属する月の1日を適用開始日とします。ただし、ガスの使用開始日の属する月と同月にガスの契約を解約された場合、本割引は適用されないものとします。
6. 適用廃止
当社は、(1) または(2) の場合には、本割引の適用を廃止します。
 - (1) 本サービスの契約が解約その他の理由により終了した場合
適用廃止日は本規約による契約の終了日（解約日を含む。）とします
 - (2) ご契約者様が3（適用条件）に定める適用条件を満たさないことを当社が確認した場合、適用廃止日は適用条件を満たさなくなった日の属する月の1日とします。
 - (3) (1) または(2) により本割引の適用が廃止された場合、廃止時のガスの契約における料金の支払方法がクレジットカードであるときは、当社は本サービスの代金等についても引き続き当該クレジットカードにより請求することがあります。ガスの契約における支払方法がクレジットカードでない場合、もしくは当社が定める条件により引継ぎができない場合、ご契約者様は新しくクレジットカードの登録を申し込まなければならず、当該クレジットカードの登録が完了するまでの間、ご契約者様は代金等を払込書による方法で支払うものとします。
7. 本定義書の変更および廃止
 - (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、本規約に準じます。
 - (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
 - (3) 本定義書の廃止にともない、当社がご契約者様に対し、条件の説明、書面交付を行う場合は、本規約に準じます。

2026年10月1日制定